

平成二十五年法律第九十八号
産業競争力強化法

目次

| | |
|---|---|
| 第一章 総則（第一条～第五条） | 第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進 |
| 第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進（第五条の二～第十四条の六） | 第二節 新技術等効果評価委員会（第十四条の二～第十四条の六） |
| 第三章 産業活動における新陳代謝の活性化 | 第三章 産業活動における新陳代謝の活性化 |
| 第一節 新たな事業の開拓 | 第一節 新たな事業の開拓 |
| 第一款 外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条～第二十一条） | 第一款 外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条～第二十一条） |
| 第二款 革新的技術研究研究成果活用事業活動の促進（第二十一条の二～第二十一条の十一） | 第二款 革新的技術研究研究成果活用事業活動の促進（第二十一条の二～第二十一条の十一） |
| 第三款 特定新需要開拓事業活動の促進（第二十一条の十二～第二十一条の十七） | 第三款 特定新需要開拓事業活動の促進（第二十一条の十二～第二十一条の十八） |
| 第四款 研究開発施設等の活用（第二十一条の十九） | 第四款 研究開発施設等の活用（第二十一条の十九） |
| 第五款 募集新株予約権の機動的な発行（第二十一条の十九） | 第五款 募集新株予約権の機動的な発行（第二十一条の十九） |
| 第一節 事業適応の円滑化（第二十一条の二十一～第二十一条の三十五） | 第一節 事業適応の円滑化（第二十一条の二十一～第二十一条の三十五） |
| 第二節 事業再編の円滑化（第二十二条～第四十六条の二） | 第二節 事業再編の円滑化（第二十二条～第四十六条の二） |
| 第三節 事業再生の円滑化（第四十七条～第六十五条の六） | 第三節 事業再生の円滑化（第四十七条～第六十五条の六） |
| 第四節 場所の定めのない株主総会等の活用（第六十六条～第六十七条） | 第四節 場所の定めのない株主総会等の活用（第六十六条～第六十七条） |
| 第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進（第六十七条～第七十九条） | 第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進（第六十七条～第七十九条） |
| 第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等 | 第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等 |
| 第一節 総則（第八十条～第八十五条） | 第一節 総則（第八十条～第八十五条） |
| 第二節 設立（第八十六条～第九十一条） | 第二節 設立（第八十六条～第九十一条） |
| 第三節 管理（第九十二条～第一百条） | 第三節 管理（第九十二条～第一百条） |
| 第四節 業務（第一百一条～第一百十四条） | 第四節 業務（第一百一条～第一百十四条） |
| 第五節 国の援助等（第一百十五条） | 第五節 国の援助等（第一百十五条） |
| 第六節 財務及び会計（第一百十六条～第一百二十条） | 第六節 財務及び会計（第一百十六条～第一百二十条） |
| 第七節 監督（第一百二十一～第一百二十三条） | 第七節 監督（第一百二十一～第一百二十三条） |
| 第八節 解散等（第一百二十四～第一百二十五条） | 第八節 解散等（第一百二十四～第一百二十五条） |
| 第五章 中小企業の活力の再生 | 第五章 中小企業の活力の再生 |
| 第一節 創業等の支援（第一百二十六～第一百三十二条） | 第一節 創業等の支援（第一百二十六～第一百三十二条） |
| 第二節 中小企業再生支援体制の整備（第一百三十三条～第一百四十条） | 第二節 中小企業再生支援体制の整備（第一百三十三条～第一百四十条） |
| 第六章 雑則（第一百四十一～第一百五十条） | 第六章 雑則（第一百四十一～第一百五十条） |
| 第七章 罰則（第一百五十一～第一百六十二条） | 第七章 罚則（第一百五十一～第一百六十二条） |
| 附則 | 附則 |
| 第一章 総則（目的） | 第一章 総則（目的） |

第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務を定めるとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新投資機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「産業競争力」とは、産業活動において、高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性を実現する能力をいう。

2 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についてのこの法律又は他の法律に規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての政令等で規定する政令等の特例に関する措置であつて、第八条の四第二項に規定する認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証又は第十条第二項に規定する認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動について適用されるものをいう。

3 この法律において「新技術等実証」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 新技術等（我が国において産業競争力を特に強化すべき事業分野に属する事業活動において著しい新規性を有する用いようとする革新的な技術又は手法であつて、当該事業分野において著しい新規性を有するとともに、当該事業活動で用いられるにより、高い付加価値を創出する可能性があるものと認められる革新的な技術又は手法（以下同じ。）の実用化の可能性について行う実証であつて、その実施期間及び当該実証に参加する者（当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その者を含む。以下この号、第八条の二第三項第四号及び第八条の三第三項において「参加者等」といいう。）の範囲を特定し、当該参加者等の同意を得ることその他当該実証を適切に実施するため必要となる措置を講じて行うものであること。

二 新技術等の実用化に当たつて当該新技術等に関する規制について分析する場合にあつては、当該新技術等を実用化するための規制の在り方を含めた課題についての分析及びその結果の検討を行うものであること。

3 この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動であつて、産業競争力の強化に資するものとして主務省令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業活動における新陳代謝」とは、産業活動において、新たな事業の開発、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動であつて、産業競争力の強化に資するものとして主務省令で定めるものをいう。

5 この法律において「産業活動による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の生産性の向上又は需要の拡大のための事業活動が行われることをいう。

6 この法律において「新事業開拓事業者」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者（新たに設立される法人を含む。第十五項において同じ。）であつて、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものその他の経済産業省令で定めるものをいう。

7 この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備、情報システムその他の事業活動に活用される資源をいう。

8 この法律において「外部経営資源活用促進投資事業」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）が行う事業者に対する投資事業であつて、当該事業者がその事業の生産性を向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を開拓することを目指して自らの経営資源以外の経営資源を活用して行う事業活動の促進に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

9 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。第二十一条において同じ。）における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。

10 この法律において「革新的技術研究研究成果活用事業活動」とは、新事業開拓事業者が自ら行った革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動であつて、その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なものとして経済産業省令で定めるものをいう。

11 この法律において「特定新需要開拓事業活動」とは、事業者が大学等（大学その他の研究機関であつて経済産業省令で定めるものをいう。）と共同で行う研究開発と一体的に行う事業活動で

| | |
|----|---|
| 12 | あつて、新たな需要を開拓することを目的として、当該研究開発により創出される技術及びこれに関連する技術について、産業標準化（産業標準化法（昭和二十四年法律第八百八十五号）第二条第一項に規定する産業標準化をいう。第二十一条の十七において同じ。）をすることが必要であるもの、国際標準化（同法第二条第二項に規定する国際標準化をいう。第二十一条の十三第三項第三号及び第二十二条の十七において同じ。））をすることが必要であるもの、知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。第二十二条の十七並びに第二百一条第一項第十号及び第十一号において同じ。）の取得及び活用をすることが必要であるもの又は秘匿することが必要であるものに分類し、当該分類に基づき計画的に展開するものをいう。 |
| 13 | この法律において「事業適応」とは、事業者が、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産に若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを目指して行うその事業の全部又は一部の変更（取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 |
| 14 | 一 エネルギーの消費量の削減 非化石エネルギー源の活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもの 二 この法律において「生産工程効率化等設備」とは、生産工程の効率化によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する設備その他の事業適応（前項第二号に該当するものに限る。）に資する設備として主務省令で定めるものをいう。 |
| 15 | この法律において「産業競争力基盤強化商品」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する半導体、自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるものを除く。）、鉄鋼、基礎化学品（化学製品の原材料である化学品（化石燃料に由来するものを除く。）をいう。）、燃料その他の事業適応（第二十二条の二号に該当するものに限る。）に資する商品として政令で定める商品であつて、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものとして主務省令で定める要件に該当するものをいう。 |
| 16 | この法律において「関係事業者」とは、事業者であつて、他の事業者がその經營を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。 |
| 17 | この法律において「外國關係法人」とは、外國法人（新たに設立されるものも含む。）であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその經營を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。 |
| 18 | 二 事業者がその經營資源を活用して行う事業の全部又は一部の分野又は方式の変更であつて、次に掲げるもののいずれかを行ふものであること。 イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。 ロ 商品の新たな生産的方式の導入又は設備の能率の向上により、商品の生産を著しく効率化すること。 |
| 19 | ハ 商品の新たな販売的方式の導入又は役務の新たな提供的方式の導入により、商品の販売又は役務の提供を著しく効率化すること。 二 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、商品の生産に係る費用を相当程度低減すること。 四 この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、中小企業者（常時使用する従業員の数が二千人以下のものに限る。）又は中堅企業者であつて、他の事業者（当該中小企業者又は当該中堅企業者の関係事業者及び外國關係法人を除く。以下この項、第二十四条の二及び第二十四条の三第二項において同じ。）の経営の支配又は経営資源の取得（主務省令で定める要件を満たすものに限る。第二十四条の二第三項第四号及び第六項第三号において同じ。）を行つたことがあるものが、当該他の事業者以外の他の事業者の経営資源を自らの経営資源と一体的に活用し、新たな需要を相当程度開拓することを目的として、次に掲げる措置により事業の全部又是一部の構造の変更を行うものを行う。 |
| 20 | 一 吸收合併 二 吸收分割 三 株式交換 四 株式交付（他の会社（関係事業者を除く。第六号において同じ。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有することとなるものに限る。） 五 事業又は資産の譲受け 六 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなるものに限る。） 七 この法律において「生産性向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十九号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）であつて、事業の生産性の向上に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。 |
| 21 | この法律において「事業再生」とは、過大な債務を負っている事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ること（再生手続、更生手続その他政令で定める法律に定める手続によりその事業の再生を図ることを除く。）をいう。 |
| 22 | この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第二条第四号に規定する者をいう。第四十七条において同じ。）であつて、同条第一項の認定を受けたものをいう。 |

この法律において「中小企業承継事業再生」とは、特定中小企業者が会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者に承継させるとともに、当該他の事業者が承継した事業について収支の改善その他の強化を図ることにより、当該事業の再生を図ることをいう。

(基本理念)

第三条 産業競争力の強化は、事業者が、経済事情の変動に対応して、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業適応、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的にを行うことを基本とし、国が、これらの取組を促進するため、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずることを旨として、行わなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、事業者による新たな事業の開拓、事業適応、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備及び事業者に対する支援措置を行う責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、第三条に定める基本理念にのっとり、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役務に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏まえて、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業適応、事業再編による新たな事業の開始若しくは収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めなければならない。

第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進
第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進

(基本方針)

第五条の二 政府は、新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下この条、第八条の二第四項第一号及び第九条第四項第一号において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 新技術等実証及び新事業活動の意義に関する事項

二 新技術等実証及び新事業活動の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針の認定に関する重要な事項

三 第八条の二第一項に規定する新技術等実証計画及び第九条第一項に規定する新事業活動計画

四 その他新技術等実証及び新事業活動に関する重要な事項

五 政府は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 3 政府は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、新技術等実証及び新事業活動の推進により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(新たな規制の特例措置の求め)

第六条 新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証又は新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置（新技術等実証に係るものに限る。）を講ずるか否かを判断するに当たっては、新技術等効果評価委員会（第十四条の二の新技術等効果評価委員会をいう。以下この節において同じ。）の意見を聞くものとする。

5 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置（新事業活動に係るものに限る。）を講ずるか否かを判断するに当たって必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聞くことができる。

(解釈及び適用の確認)

第七条 新技術等実証又は新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新技術等実証又は新事業活動及びこれに関連する事業活動（以下この項及び第十四条において「新事業活動等」という。）に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下この節及び第百四十七条第一項において同じ。）の規定の解釈並びに当該新技術等実証又は新事業活動等に対するこれらの規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、遅滞なく、当該求めをした者に理由を付して回答するとともに、その回答の内容を公表するものとする。

(情報の提供等)

第八条 主務大臣は、第六条第一項又は前条第一項の規定による求めをしようとする者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(新技術等実証計画の認定)

第九条 新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に関する計画（以下「新技術等実証計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の者が新技術等実証を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の者は共同して新技術等実証計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 新技術等実証計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 新技術等実証の目標

2 次に掲げる新技術等実証の内容

イ 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

ロ 第二条第三項第一号に規定する実証の内容及びその実施方法

ハ 第二条第三項第二号に規定する分析の内容及びその実施方法

三 新技術等実証の実施期間及び実施場所

四 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

五 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 第二条第三項第二号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

七 第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置（新技術等実証に係るものに限る。）の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

八 その他新技術等実証の実施に関し必要な事項

九 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、新技術等効果評価委員会の意見を聞くものとする。

4 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（前項第四号に規定する同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- 三 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
- 5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新技术等実証計画の内容を公表するものとする。
- (認定証の交付等)
- 第八条の三** 主務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、速やかに、同項の認定を受けた者（以下「認定新技術等実証実施者」という。）に対し、認定証を交付するものとする。
- 2 前項の認定証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 認定の年月日
 - 二 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 当該認定に係る新技術等実証計画の内容及び実施期間
 - 四 認定新技術等実証実施者は、参加者等の同意を求める場合には、第一項の認定証を提示しなければならない。
 - 五 認定新技術等実証実施者は、前条第三項第四号に規定する同意を取得したときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。
- (新技術等実証計画の変更等)
- 第八条の四** 認定新技術等実証実施者は、当該認定に係る新技術等実証計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る認定証を提出して、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 2 主務大臣は、認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変後のもの。以下「認定新技術等実証計画」という。）に従つて新技術等実証を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 主務大臣は、認定新技術等実証計画が第八条の二第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めると、認めるときは、認定新技術等実証実施者に対し、当該認定新技術等実証計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、新技術等実証委員会の意見を聴くものとする。
- 4 主務大臣は、前二項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新技術等実証実施者に通知するとともに、公表するものとする。
- 5 認定新技術等実証実施者は、第二項又は第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消されたときは、速やかに、認定証を主務大臣に返納しなければならない。
- 6 第八条の二第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の認定について準用する。
- 第九条** 新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動に関する計画（以下「新事業活動計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。この場合において、当該二以上の者は共同して新事業活動計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
- 3 新事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 新事業活動の目標
 - 二 新事業活動の内容及び実施時期
 - 三 新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 この法律若しくは他の法律に規定する規制の特例措置又は第十二条の規定による政令若しくは主務省令で規定された規制の特例措置（新事業活動に係るものに限る。）の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容
 - 五 その他新事業活動の実施に関し必要な事項

- 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聴くことができる。
- 一 基本方針に照らし適切なものであること。
- 二 当該新事業活動計画に係る新事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 当該新事業活動計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
- 4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新事業活動計画の内容を公表するものとする。
- 第十条** 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定新事業活動実施者」という。）は、当該認定に係る新事業活動計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 2 主務大臣は、認定新事業活動実施者が当該認定に係る新事業活動計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変後のもの。以下「認定新事業活動計画」という。）に従つて新事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 主務大臣は、認定新事業活動計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定新事業活動実施者に対して、当該認定新事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聴くことができる。
- 4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新事業活動実施者に通知するとともに、公表するものとする。
- 5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。
- (情報の提供等)
- 第十二条** 主務大臣は、認定新技術等実証実施者が新技術等実証を実施している間又は認定新事業活動実施者が新事業活動を実施している間、必要に応じ、当該認定新技術等実証実施者又は当該認定新事業活動実施者に対し必要な情報の提供及び助言を行うものとする。
- 第十三条の二** 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）の通知又は承諾（以下この項において「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従つて提供する情報システム（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。
- 一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができる。
- 二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその変更を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。
- 3 前項の規定は、債権を目的とする質権の設定（現に発生していない債権を目的とするものを含む。）の通知又は承諾について準用する。
- 4 第一条の規定は、民法第五百条において準用する同法第四百六十七条第一項の弁済による代位の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「第四百六十七条第二項」とあるのは、「第五百条において準用する同法第四百六十七条第二項」と読み替えるものとする。
- 4 第二項の規定は、信託法（平成十八年法律第八号）第二条第七項に規定する受益権の譲渡の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

| |
|--|
| <p>第十一條の三 主務大臣は、第九条第三項第四号に掲げる事項として前条に規定する規制の特例措置を記載した新事業活動計画について第九条第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者の氏名、商号又は名称及び住所を公示するものとする。</p> <p>2 前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その氏名、商号若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>4 第一項又は前項の規定による公示に係る認定新事業活動計画の認定を取り消したとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>(政令等で規定された規制の特例措置)</p> <p>第十二条 認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証又は認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動については、政令により規定された規制に係るものにあっては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあっては主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。</p> <p>第十三条 主務大臣(第六条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。)は、第一百四十四条第一項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(規制改革の推進)</p> <p>第二節 新技術等効果評価委員会</p> <p>第十四条 主務大臣(第六条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置若しくは第七条第一項の規定による求めに係る法律及び法律に基づく命令又は第八条の二第三項第六号に規定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。)は、新技術等又は新事業活動等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に基づく規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他措置を講ずるものとする。</p> <p>(新技術等効果評価委員会)</p> <p>第十四条の二 次に掲げるものを行うため、内閣府に、新技術等効果評価委員会(以下この節において「委員会」という。)を置く。</p> <p>1 新技術等実証及び新事業活動に係る新たな規制の特例措置が及ぼす経済全般への効果に関する評価</p> <p>2 新技術等実証計画及び新事業活動計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価</p> <p>3 前二号に掲げる評価を行うために必要な調査その他の政令で定める事項</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第十四条の三 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に關し、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。</p> <p>3 委員会は、前項の勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、第二項の勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。</p> <p>(委員)</p> <p>第十四条の四 委員会の委員は、内外の経済社会情勢及び新技術等を用いて行う事業活動の動向に關して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> |
|--|

| |
|---|
| <p>第十四条の五 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、主務大臣又は新技術等実証計画若しくは新事業活動計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>第三章 産業活動における新陳代謝の活性化</p> <p>第一節 新たな事業の開拓</p> <p>第十五条 第一款 外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進(外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針)</p> <p>1 第二款 経済産業大臣及び文部科学大臣(文部科学大臣にあっては、次項第二号に掲げる事項に限る。)は、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針(以下この款において「実施指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 外部経営資源活用促進投資事業の実施方法に関する事項その他外部経営資源活用促進投資事業に関する重要な事項</p> <p>二 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要な事項</p> <p>3 経済産業大臣及び文部科学大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。</p> <p>4 経済産業大臣及び文部科学大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。)に協議するものとする。</p> <p>5 経済産業大臣及び文部科学大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>(外部経営資源活用促進投資事業計画の認定)</p> <p>第十六条 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者(投資事業有限責任組合を含む。)は、当該外部経営資源活用促進投資事業に関する計画(以下この条、次条及び第百四十九条において「外部経営資源活用促進投資事業計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。</p> <p>1 法律第三条第一項の投資事業有限責任組合契約(以下「組合契約」という。)によつて成立させようとする投資事業有限責任組合(当該者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合)に関する事項</p> <p>2 外部経営資源活用促進投資事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>3 外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>4 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その外部経営資源活用促進投資事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 実施指針に照らし適切なものであること。</p> <p>二 当該外部経営資源活用促進投資事業計画に係る外部経営資源活用促進投資事業が円滑かつ確實に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の認定をしたところにより、当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>4 経済産業大臣は、第一項の認定を受ける者(当該者が組合契約によつて投資事業有限責任組合(当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画に記載されたものに限る。)を成立させた場合に</p> |
|---|

あつては、当該投資事業有限責任組合。以下「認定外部経営資源活用促進投資事業者」という。)は、当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、認定外部経営資源活用促進投資事業者が当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定外部経営資源活用促進投資事業計画」という。)に従つて外部経営資源活用促進投資事業者が当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、認定外部経営資源活用促進投資事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定外部経営資源活用促進投資事業者に対し、当該認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例)

第十七条の二 認定外部経営資源活用促進投資事業者(当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、その組合員)は、組合契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国人(同法第二条第一項に規定する外国法人をいい、新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。)の発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)若しくは指定有価証券(同法第三条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。)若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するもの取得及び保有(認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。)の事業を営むことを約することができる。

2 前項に規定する事業を営むことを約して成立した投資事業有限責任組合の組合員(認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、同項に規定する事業を営むことを約した投資事業有限責任組合の組合員)に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十七条の二第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に規定する事業及び同法第十七条の二第一項に規定する事業以外の行為」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う外部経営資源活用促進投資事業円滑化業務)

第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、外部経営資源活用促進投資事業を円滑化するため、認定外部経営資源活用促進投資事業者が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて外部経営資源活用促進投資事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行つ。独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う外部経営資源活用促進投資事業円滑化業務(特定研究成果活用支援事業計画の認定)

第十九条 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者(特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を組合契約によつて成立させようとする者を含む。)は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画(以下この条、次条及び第一百四十七条第一項第五号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定研究成果活用支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

二 特定研究成果活用支援事業の内容及び実施時期

三 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定研究成果活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

二 当該特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

第二十条 第二十一条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人又はその者による成立に係る同項の投資事業有限責任組合を含む。以下「認定特定研究成果活用支援事業者」という。)は、当該認定に係る特定研究成果活用支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定められた特定研究成果活用支援事業計画の変更等)

2 主務大臣は、認定特定研究成果活用支援事業者が当該認定に係る特定研究成果活用支援事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定研究成果活用支援事業計画」という。)に従つて特定研究成果活用支援事業を実施していないものとなつたと認めるときは、認定特定研究成果活用支援事業者に対して、当該認定特定研究成果活用支援事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定特定研究成果活用支援事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定研究成果活用支援事業者に対する実施指針に照らし適切なものであると認めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(特定研究成果活用支援事業計画の変更等)

2 主務大臣は、前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人又はその者による成立に係る同項の投資事業有限責任組合を含む。以下「認定特定研究成果活用支援事業者」という。)は、当該認定に係る特定研究成果活用支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定められた特定研究成果活用支援事業計画の変更等)

3 主務大臣は、認定特定研究成果活用支援事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定研究成果活用支援事業者に対する実施指針に照らし適切なものであると認めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(国立大学法人等の行う出資等業務)

第二十一条 国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従つて実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。

(国立大学法人等の行う出資等業務)

第二款 革新的技術研究開発事業活動の促進

(革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針)

第二十二条 経済産業大臣は、革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針(以下この款において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 革新的技術研究成果活用事業活動の実施方法に関する事項

二 革新的技術研究成果活用事業活動を実施するため必要な資金の調達の円滑化に関する指針(以下この款において「実施指針」という。)を定めるものとする。

3 その他革新的技術研究成果活用事業活動に関する重要な事項

4 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関に協議するものとする。

5 絏済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定)

第二十三条 革新的技術研究成果活用事業活動を実施しようとする新事業開拓事業者は、当該革新的技術研究成果活用事業活動に関する計画(以下この条、次条及び第一百四十九条において「革新的技術研究成果活用事業活動計画」という。)を提出する。

- 〔革新的技術研究成果活用事業活動計画〕という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 革新的技術研究成果活用事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 1 一 革新的技術研究成果活用事業活動の内容及び実施時期
 - 2 二 革新的技術研究成果活用事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法(当該資金の調達に係る指定金融機関等の名称を含む。)
 - 3 三 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その革新的技術研究成果活用事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 4 一 実施指針に照らし適切なものであること。
 - 2 二 当該革新的技術研究成果活用事業活動が円滑かつ確実に実施される見込まれるものであること。
 - 3 三 (革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更等)
- 第二十一条の四** 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定革新的技術研究成果活用事業活動計画を変更しようとする者」という。)は、当該認定に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画を変更しようとすると(経済産業大臣は、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が、当該認定に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画を変更しようとすると研究成績活用事業活動計画による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定革新的技術研究成果活用事業活動計画」という。)従つて革新的技術研究成果活用事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。
- (独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う革新的技術研究成果活用事業活動円滑化業務)
- 第二十一条の五** 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、革新的技術研究成果活用事業活動を円滑化するため、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が認定革新的技術研究開発事業活動計画に従つて革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除き、指定金融機関等が貸し付けるものに限る。)及び当該資金の借入(指定金融機関等の指定)
- 第二十一条の六** 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金を貸し付ける業務(以下「革新的技術研究成果活用事業活動支援業務」という。)に關し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者(投資事業有限責任組合を含む。)を、その申請により、指定金融機関等として指定することができる。
- 1 一 金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う者で政令で定めるものであること。
 - 2 二 次項に規定する業務規程が、法令及び実施指針に適合し、かつ、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。
 - 3 三 人的構成に照らして、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。
- 4 前項の規定による指定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、実施指針に即して革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に関する規程(次項及び第二十一条の人において「業務規程」という。)を定め、これを申請書に添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 5 業務規程には、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を定めなければならない。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。
- 1 一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
 - 2 二 第二十一条の十一又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者
 - 3 三 役員等(法人にあつては法人の業務を行う役員を、投資事業有限責任組合にあつては投資事業有限責任組合の業務の決定及び執行を行う者をいう。)において同じ。のうちに、次いずれかに該当する者がある者
- イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 指定金融機関等が第二十一条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関等の役員等であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの在地を公示するものとする。
- 2 指定金融機関等は、その商号若しくは名称、住所又は革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。
- 第二十一条の七** 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関等の商号又は名称、住所及び革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行なう営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。
- 第二十一条の八** 指定金融機関等は、業務規程を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 経済産業大臣は、指定金融機関等の業務規程が革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- (業務規程の変更の認可等)
- 第二十一条の九** 指定金融機関等は、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その旨を公示するものとする。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その指定を取り消すものとする。
- 3 指定金融機関等が革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関等の指定は、その効力を失う。
- (指定の取消し等)
- 第二十一条の十** 経済産業大臣は、指定金融機関等が第二十一条の六第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。
- 2 経済産業大臣は、指定金融機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
- 1 一 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
 - 2 二 その指定に関し不正の行為があつたとき。
 - 3 三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 4 経済産業大臣は、前二項の規定によりその指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十一条の十一 指定金融機関等について、第二十一条の九第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関等であった者又はその一般承継人は、当該指定金融機関等が行つた革新的技術研究結果活用事業活動支援業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関等とみなす。

第三款 特定新需要開拓事業活動の促進

(特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針)

第二十一条の十二 経済産業大臣は、特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針（以下この条及び次条第三項第一号において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定新需要開拓事業活動の実施方法に関する事項

二 特定新需要開拓事業活動の実施体制の整備に関する事項

三 その他特定新需要開拓事業活動に関する重要な事項

4 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(特定新需要開拓事業活動計画の認定)

第二十一条の十三 特定新需要開拓事業活動を実施しようとする者（特定新需要開拓事業活動を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、その実施しようとする特定新需要開拓事業活動に関する計画（以下この条、次条及び第百四十七条第一項第六号において「特定新需要開拓事業活動計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定新需要開拓事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定新需要開拓事業活動を実施する者に関する事項

二 特定新需要開拓事業活動の内容、実施体制及び実施時期

三 特定新需要開拓事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定新需要開拓事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該特定新需要開拓事業活動計画に係る特定新需要開拓事業活動が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。

三 当該特定新需要開拓事業活動計画に係る事業の属する事業分野が、国際標準（産業標準化法第二条第二項に規定する国際標準をいう。）の活用により新たな需要の開拓を行うことが必要と認められる場合にあっては、当該特定新需要開拓事業活動計画に国際標準化に関する方針が含まれるものであること。

4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定新需要開拓事業活動計画の内容を公表するものとする。

(特定新需要開拓事業活動計画の変更等)

第二十一条の十四 前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定特定新需要開拓事業活動実施者」という。）は、当該認定に係る特定新需要開拓事業活動計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定新需要開拓事業活動計画」）を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定特定新需要開拓事業活動実施者が当該認定に係る特定新需要開拓事業活動計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定新需要開拓事業活動計画」）を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

拓事業活動計画」という。）に従つて特定新需要開拓事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定特定新需要開拓事業活動計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定新需要開拓事業活動実施者に対して、当該認定特定新需要開拓事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(独立行政法人工業所有権情報・研修館の行う助言業務)

第二十一条の十五 独立行政法人工業所有権情報・研修館は、認定特定新需要開拓事業活動実施者の依頼に応じて、当該認定特定新需要開拓事業活動実施者の行う認定特定新需要開拓事業活動実施者（認定特定新需要開拓事業活動計画）に従つて行われる特定新需要開拓事業活動をいう。次条において同じ。）の実施に関し必要な助言を行う。

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う助言業務)

第二十一条の十六 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、認定特定新需要開拓事業活動実施者の依頼に応じて、当該認定特定新需要開拓事業活動実施者の行う認定特定新需要開拓事業活動の実施に関し必要な助言を行う。

(調査等)

第二十一条の十七 政府は、事業者による特定新需要開拓事業活動の実施の円滑化のために必要な調査を行ひ、その結果を公表するものとする。

(調査等)

第四款 研究開発施設等の活用

第二十一条の十八 国立研究開発法人産業技術総合研究所は、その保有する研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備のうち、事業者による新たな事業の開拓に資するものとして経済産業省令で定めるものを、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う者の利用（鉱工業の科学技術に関する研究開発であるもの又はその成果を活用するものに限る。）に供する業務を行うことができる。

第五款 募集新株予約権の機動的な発行

第二十一条の十九 設立の日以後の期間が十五年未満の株式会社（次項及び第三項において単に「株式会社」という。）について、募集新株予約権（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この条 第八十三条第一項及び第一百六十一条第一号において同じ。）の発行に關し、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、同法第二百三十九条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第一号中「募集新株予約権の内容」とあるのは、「募集新株予約権の内容（第二百三十六条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除く。）」と、同条第四項中「種類株式発行会社」とあるのは、「種類株式を発行していいる産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十九第一項の確認を受けた株式会社」とする。この場合において、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

2 株式会社は、前項の規定により読み替えて適用する会社法（以下この条において「読み替えた会社法」という。）第二百三十九条第一項の決議による委任に基づき、取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会。次項前段において同じ。）が募集新株予約権の募集事項（会社法第二百三十八条第一項に規定する募集事項をいう。以下この項及び次項において同じ。）を定めたと認められた他の経済産業省令・法務省令で定めるところにより通知し、又は通知に準ずるものとして経済産業省令・法務省令で定める措置を講じなければならない。

3 読替え後の会社法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づき、取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会。次項前段において同じ。）が募集新株予約権の募集事項（会社法第二百三十八条第一項に規定する募集事項をいう。以下この項及び次項において同じ。）を定めたと

- きは、株式会社は、その募集新株予約権を割り当てる日（次項第四号において「割当日」という。）の二週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知しなければならない。

5 読替え後の会社法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づき、取締役がその募集事項を決定しようとする募集新株予約権について、同項第二号に規定する場合に金銭の払込みを要しないこととすること又は同項第三号に規定する場合の払込金額（会社法第二百三十八条第一項第三号に規定する払込金額をいう。）が、当該募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額であるときは、会社法第三百九条第二項の規定による株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合において、取締役は、当該株主総会において、当該条件又は金額で当該募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

一 当該募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

二 当該募集新株予約権を行使することができる期間

三 当該募集新株予約権の数の上限

四 当該募集新株予約権の割当日を当該決議の日から一年以内とする旨

5 前項の規定は、読替え後の会社法第二百三十九条第四項の種類株主総会の決議があつた場合について準用する。この場合において、前項（「第二百三十九条第一項の決議」とあるのは「第二百三十九条第一項の決議及び同条第四項の種類株主総会の決議」とあるのは「第二百三十九条第二項の決議」と、「同項第二号」とあるのは「第三百二十四条第二項の規定による種類株主総会の決議」と、「同様の規定による種類株主総会の決議」とあるのは「第三百二十四条第二項の規定による種類株主総会の決議」と、「当該株主総会」とあるのは「当該種類株主総会」と読み替えるものとする。

第一節の二 事業適応の円滑化

（実施指針）

第二十一条の二十 経済産業大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第一号ハ及び第二号ハに掲げる事項に限る。以下この条において同じ。）は、事業適応の実施に関する指針（以下この条において「実施指針」という。）を定めるものとする。

一 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 情報技術事業適応（第二条第十二項第一号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の三十五第一項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ 情報技術事業適応の促進の意義及び目標その他の情報技術事業適応に関する基本的事項

ロ 情報技術事業適応の実施に必要な情報処理技術、情報通信技術その他の情報技術を活用するため必要な投資その他の情報技術事業適応の内容に関する事項

ハ 情報技術事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関する事項

本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び指定金融機関（第二十二条の二十六第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。次号ハ並びに第二十一条の二十四第一項第一号及び第二号において同じ。）が果たすべき役割に関する事項

二 その他情報技術事業適応に関する重要な事項

一 エネルギー利用環境負荷低減事業適応（第二条第十二項第二号に該当する事業適応をいう。以下この号、第二十一条の二十四第一項第二号及び第二十一条の三十五第二項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の促進の意義及び目標その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的事項

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備の導入並びに産業競争力基盤強化商品の生産及び販売その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項

ハ エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関する事項

二 その他エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的事項

一 関して公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

二 その他エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する重要な事項

- 3 経済産業大臣及び財務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
(事業分野別実施指針)

第二十一条の二十一 主務大臣は、実施指針に基づき、所管に係る事業分野のうち、当該事業分野の特性に応じた事業適応を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る事業適応の実施に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「事業分野別実施指針」という。）を定めることができる。

2 事業分野別実施指針においては、前項の規定により指定した事業分野に係る事業適応の実施方法に必要な事項を定めるものとする。

3 主務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、事業分野別実施指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、事業分野別実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議するものとする。

5 主務大臣は、事業分野別実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
(事業適応計画の認定)

第二十二条 事業者は、その実施しようとする事業適応（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。）に関する計画（以下「事業適応計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者が事業適応を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業適応の目標

二 事業適応の内容及び実施時期

三 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業適応計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針（当該事業適応計画に係る事業が属する分野について前条第一項の規定により事業分野別実施指針が定められている場合にあっては、実施指針及び当該事業分野別実施指針）に照らし適切なものであること。

二 当該事業適応計画に係る事業適応が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該事業適応計画に係る事業適応による生産性の向上又は需要の開拓が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業適応計画の内容を公表するものとする。
(事業適応計画の変更等)

第二十二条の二十三 前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る事業適応計画に従つて設立された法人を含む。以下「認定期事業者」という。）は、当該認定に係る事業適応計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならぬ。

| | |
|---|---|
| 2 | 主務大臣は、認定事業適応事業者が当該認定に係る事業適応計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業適応計画」という。）に従つて事業適応のための措置を行つていいと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 |
| 3 | 主務大臣は、認定事業適応計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるとときは、認定事業適応事業者に対して、当該認定事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 |
| 4 | 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。 (公庫の行う事業適応促進円滑化業務) |
| 5 | 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。 |
| | |

第二十一条の二十四 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。次項及び第三十五条において「公庫法」という。）第一条及び第十二条の規定にかかるわらず、次に掲げる業務（以下「事業適応促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

一 指定金融機関に対し、認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従つて行う事業適応のための措置のうち研究開発、情報技術を活用するため必要な投資、生産工程効率化等設備の導入又は産業競争力基盤強化商品の生産及び販売その他政令で定めるもの（次号及び第二十二条の二十六第一項において「認定事業適応促進円滑化業務」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

二 認定事業適応事業者（エネルギー利用環境負荷低減事業適応を実施するものに限る。）が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の指定金融機関による貸付けについて、予算の範囲内において当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務

2 事業適応促進円滑化業務が行われる場合には、事業適応促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなし、かつ、同法第十七条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句（次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。）は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句とし、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条第一項
第五十八条第二項
及び第五十九条第一項

この法律
この法律、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

第五十九条
第一項

この法律
この法律、産業競争力強化法

第七十一条
第七十三条第一号

第五十九条
第一項

この法律
この法律（産業競争力強化法第二十二条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第七十三条第三号
第七十三条第七号
第二項

第一十二条
第五十八条
第二項

公庫の業務
定する事業適応促進円滑化業務を除く。）

附則第四十七条第一項

（事業適応促進円滑化業務実施方針）

第二十一条の二十五 公庫は、実施指針（第二十一条の二十第二項第一号ハ及び第二号ハに掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業適応促進円滑化業務の方法及び条件その他事業適応促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業適応促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

2 公庫は、事業適応促進円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 公庫は、前項の主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、事業適応促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、事業適応促進円滑化業務実施方針に従つて事業適応促進円滑化業務を行わなければならぬ。

(指定金融機関の指定)

第二十一条の二十六 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業適応事業者が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受け、又は利子補給金の支給を受けて行おうとするもの（以下「事業適応促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

2 次項に規定する業務規程が、法令並びに実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

3 人的構成に照らして、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

4 前項の規定による指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に則して事業適応促進業務に関する規程（次項及び第二十二条の二十八において「業務規程」という。）を定め、これを申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、事業適応促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 第二十二条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定金融機関が第二十二条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの（指定の公示等）

第二十一条の二十七 主務大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業適応促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

（業務規程の変更の認可等）

第二十一条の二十八 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けるなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業適応促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第二十一条の二十九 公庫は、事業適応促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行ふものとする。
 一 指定金融機関が行う事業適応促進業務（公庫から貸付けを受けて行おうとするものに限る。）
 に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び事業適応促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。
 三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業適応促進業務及び公庫が行う事業適応促進円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十二条の記載 第二十一条の三十 指定金融機関は、事業適応促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第二十二条の三十一 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業適応促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
 （業務の休廃止）

第二十二条の三十二 指定金融機関は、事業適応促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
 2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。
 3 指定金融機関が事業適応促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その效力を失う。
 （指定の取消し等）

第二十二条の三十三 主務大臣は、指定金融機関が第二十二条の二十六第四項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
 二 その指定に関し不正の行為があつたとき。
 三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。
 （指定の取消し等に伴う業務の結了）

第二十二条の三十四 指定金融機関について、第二十二条の三十二第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた事業適応促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。
 （課税の特例）

第二十二条の三十五 認定事業適応計画に従つて実施される情報技術事業適応（生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定事業適応事業者が、当該情報技術事業適応の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェア並びに当該情報技術事業適応を実施するために利用したソフトウェアについては、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 認定事業適応計画に従つて実施されるエネルギー利用環境負荷低減事業適応（当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置のうち産業競争力基盤強化商品の生産及び販売であつて、我が国産業の基盤強化に特に資することとその主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行つて認定事業適応事業者が、当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産及び販売を行つた産業競争力基盤強化商品については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二節 事業再編の円滑化

（事業再編の実施に関する指針）

第二十二条 経済産業大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第四号に掲げる事項に限る。以下この条において同じ。）は、事業再編の実施に関する指針（以下この節において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 一 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項
 二 事業再編の実施方法に関する事項（次号に掲げる事項を除く。）

3 特別事業再編の実施方法に関する事項

4 事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去若しくは保有する設備の廃棄若しくは生産性向上設備等の導入を行い、又は特別事業再編のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して公庫及び指定金融機関（第三十七条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第三十五条第一項において同じ。）が果たすべき役割に関する事項

5 その他事業再編に関する重要な事項

3 経済産業大臣及び財務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（事業再編計画の認定）

第二十三条 事業者は、その実施しようとする事業再編（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものと含む。）に関する計画（以下「事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者がその事業再編のための措置を共同して行おうとする場合には、当該二以上の事業者は共同して事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業再編の目標

二 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

三 事業再編の内容及び実施時期

四 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 事業再編に伴う労務に関する事項

4 事業再編計画には、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該事業再編計画に係る事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

- | | |
|-----|---|
| 四 | 当該事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造(供給能力が必要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。以下この号 第二十四条の二第六項第五号及び第四十六条第一号において同じ。)にある場合にあつては、当該事業再編計画に係る事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。 |
| 五 | 従業員の地位を不当に害するものであること。 |
| 六 | 次の一及び二に適合するものであること。 |
| 一 | 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。 |
| 二 | イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。 ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。 |
| 三 | 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業再編計画の内容を公表するものとする。 (事業再編計画の変更等) |
| 四 | 第二十四条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る事業再編計画に従つて設立された法人を含む。以下「認定事業再編事業者」という。)は、当該認定に係る事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならぬ。 |
| 五 | 主務大臣は、認定事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が当該認定に係る事業再編計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編計画」という。)に従つて事業再編のための措置を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 |
| 六 | 主務大臣は、認定事業再編計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるとときは、認定事業再編事業者に対し、当該認定事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 |
| 七 | 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。 (特別事業再編計画の認定) |
| 八 | 第二十四条の二 事業者は、その実施しようとする特別事業再編に関する計画(以下「特別事業再編計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。 |
| 九 | 二以上の事業者が共同して特別事業再編のための措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して特別事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。 |
| 十 | 該二以上の事業者は、次に掲げる事項を記載しなければならない。 |
| 十一 | 一 特別事業再編の内容及び実施時期 二 特別事業再編による生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標 三 特別事業再編の内容及び実施時期 |
| 十二 | 四 他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績に関する事項 五 特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法 |
| 十三 | 六 特別事業再編に伴う労務に関する事項 |
| 十四 | 七 特別事業再編計画には、特別事業再編に係る措置の相手方である他の事業者、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の特別事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。 |
| 十五 | 八 特別事業再編に係る措置の相手方である他の事業者、関係事業者及び外国関係法人が、第二条第十八項第三号、第四号又は第六号に掲げる措置(当該変更に係る措置の相手方である他の事業者を相手とするものに限る。)を行う場合には、当該措置に関する計画を含めることができる。 |
| 十六 | 九 吸収合併 |
| 十七 | 十 吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継 |
| 十八 | 十一 実施指針に照らし適切なものであることを認めたときは、その認定をするものとする。 |
| 十九 | 十二 当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が、当該事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、あること。 |
| 二十 | 十三 特別事業再編を実施する者が、過去五年以内において、他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得を行つていること。 |
| 二十一 | 十四 当該特別事業再編計画に係る特別事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。 |
| 二十二 | 十五 当該特別事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造の解消に資するものであること。 |
| 二十三 | 十六 従業員の地位を不当に害するものでないこと。 |
| 二十四 | 十七 次の一及び二に適合するものであること。 |
| 二十五 | 十八 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。 |
| 二十六 | 十九 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。 |
| 二十七 | 二十 主務大臣は、第一項の認定を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特別事業再編計画を変更しようとするとき、その認定をするものとする。 |
| 二十八 | 二十一 当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が、当該事業分野における競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合は、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとす。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を |

| | |
|---|---|
| 当該特別支配株主完全子法人に 当該特別支配株主 | 当該特定特別支配株主 |
| 特別支配株主完全子法人（当該特定特別支配株主が発行済株式の全部を有する株式会社並びに当該認定計画に係る他の認定事業者及び当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に おいて同じ。）に おいて同じ。）に | 特定特別支配株主（当該特定特別支配株主が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に おいて同じ。）に おいて同じ。）に |
| 当該特別支配株主は 特別支配株主完全子法人 | 当該特別支配株主は 特別支配株主完全子法人 |
| 当該特別支配株主 特別支配株主完全子法人 | 当該特別支配株主 特別支配株主完全子法人 |
| 当該特別支配株主 特別支配株主完全子法人 | 当該特別支配株主 特別支配株主完全子法人 |
| 当該特別支配株主 特別支配株主完全子法人 | 当該特別支配株主 特別支配株主完全子法人 |

| | |
|--|--|
| 三 認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従つて行う特別事業再編のための措置を行つのに必要な資金 | 2 事業再編促進円滑化業務が行われる場合には、事業再編促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第六条に規定する特定事業促進円滑化業務と表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句（次の表の上欄に掲げる字句とし、次の表の中欄に掲げる字句を除く。）は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句とし、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 |
| 第五十八条规定第一項 この法律 | この法律、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号） |
| 第五十九条规定第二項 この法律 | この法律、産業競争力強化法 |
| 第五十九条规定第三項 この法律 | この法律、産業競争力強化法 |
| 第七十一条 第一項 第五十九条 第二項 第一項 第十一條 この法律 | 産業競争力強化法第三十五条第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項 |
| 第七十三条第一号 第五十八条 第二項 第十一條 この法律 | 産業競争力強化法第三十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第七十三条第三号 第五十八条 第二項 第十一條 この法律 | 第十一條及び産業競争力強化法第三十五条第一項 |
| 第七十三条第七号 第五十八条 第二項 第五十八条第二項（産業競争力強化法第三十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） | 第五十八条第二項（産業競争力強化法第三十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 附則第四十七条第一項 公庫の業務 | 公庫の業務（産業競争力強化法第三十五条第一項に規定する事業再編促進円滑化業務を除く。） |
| （事業再編促進円滑化業務実施方針） | |
| 第三十六条 公庫は、実施指針（第二十二条第二項第四号に掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業再編促進円滑化業務の方法及び条件その他の事業再編促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業再編促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。 | |
| 2 公庫は、事業再編促進円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 | |
| 3 公庫は、前項の主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、事業再編促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。 | |
| 4 公庫は、事業再編促進円滑化業務実施方針に従つて事業再編促進円滑化業務を行わなければならぬ。 | |
| （指定金融機関の指定） | |
| 第三十七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第三十五条第一項各号に掲げる資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「事業再編促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。 | |
| 一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。 | |
| 2 前項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業再編促進業務実施方針に即して事業再編促進業務に関する規程（次項及び第三十九条において「業務規程」という。）を定め、これを申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。 | |

2 前項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業再編促進業務実施方針に即して事業再編促進業務に関する規程（次項及び第三十九条において「業務規程」という。）を定め、これを申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

| | |
|---|---|
| 3 業務規程には、事業再編促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。 | 4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 |
| 一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して五年を経過しない者 | 一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して五年を経過しない者 |
| 二 第四十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者 | 二 第四十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者 |
| 三 法人であつて、その業務を行つ役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者 | 三 法人であつて、その業務を行つ役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者 |
| イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 | イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ロ 指定金融機関が第四十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの | ロ 指定金融機関が第四十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの |
| （指定の公示等） | （指定の公示等） |
| 第三十八条 主務大臣は、指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業再編促進業務を行つ営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。 | 第三十八条 主務大臣は、指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業再編促進業務を行つ営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。 |
| （業務規程の変更の認可等） | （業務規程の変更の認可等） |
| 第三十九条 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。 | 第三十九条 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。 |
| 2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業再編促進業務を行つ営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 | 2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業再編促進業務を行つ営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 |
| 3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。 | 3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。 |
| （協定） | （協定） |
| 第四十条 公庫は、事業再編促進円滑化業務について、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行つるものとする。 | 第四十条 公庫は、事業再編促進円滑化業務について、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行つるものとする。 |
| 一 指定金融機関が行つ事業再編促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項 | 一 指定金融機関が行つ事業再編促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項 |
| 二 指定金融機関は、その財務状況及び事業再編促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。 | 二 指定金融機関は、その財務状況及び事業再編促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。 |
| 三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行つ事業再編促進業務及び公庫が行つ事業再編促進円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項 | 三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行つ事業再編促進業務及び公庫が行つ事業再編促進円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項 |
| （帳簿の記載） | （帳簿の記載） |
| 第四十一条 指定金融機関は、事業再編促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 | 第四十一条 指定金融機関は、事業再編促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 |
| （監督命令） | （監督命令） |
| 第四十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業再編促進業務に係る監督上必要な命令をすることができる。 | 第四十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業再編促進業務に係る監督上必要な命令をすることができる。 |
| （業務の休廃止） | （業務の休廃止） |
| 2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。 | 2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。 |

3 指定金融機関が事業再編促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第四十四条 主務大臣は、指定金融機関が第三十七条第四項各号（第一号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 事業再編促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第四十五条 指定金融機関について、第四十三条第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた事業再編促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(調査等)

第四十六条 政府は、事業者による事業再編の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、次に掲げる調査を行い、その結果を公表するものとする。

一 商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査

二 国内外における経営資源活用の共同化（研究若しくは開発を行うための施設若しくは設備を共同して整備すること又は情報システムを共同して構築することその他の事業者が経営資源を有効に組み合わせることをいう。）に関する調査

(課税の特例)

第四十六条の二 認定特別事業再編計画に従つて実施される特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編のために行う措置（第二条第十八項第六号に掲げる措置に限る。）として取得をした株式又は持分及び当該特別事業再編に伴う登記については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三節 事業再生の円滑化

(認証紛争解決事業者の認定)

第四十七条 認証紛争解決事業者であつて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号の紛争の範囲を事業再生に係る紛争を含めて定めているものは、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 事業再生に係る専門的知識及び実務経験を有すると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者を手続実施者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第二号の手続実施者をいう。第四十九条及び第五十条において同じ。）として選任することができ

る。

2 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る認証紛争解決事業者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の認定を受けた認証紛争解決事業者が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は第五十四条第一項の償還すべき社債の金額の減額に係る確認、第五

十六条第一項の資金の借入れに係る確認若しくは第五十九条第一項の債権に係る確認を適切に行つていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(調停機関に関する特例)

第四十八条 事業者が特定債務等の調整（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第二百五十八号）第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。）に係る調停の申立てをした場合（当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限る。）において、当該申立て前に当該申立てに係る事件について特定認証紛争解決手続が実施された場合には、裁判所は、当該特定認証紛争解決手続が実施されることを考慮した上で、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第五条第一項ただし書の規定により裁判官だけで調停を行うことが相当であるかどうかの判断をするものとする。

(再生手続における監督委員に関する特例)

第四十九条 再生手続開始の申立てがあつた場合において、当該申立て前に当該申立てに係る紛争について特定認証紛争解決手続が実施されていたときは、裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第五十七条、第六十条から第六十二条まで及び第六十五条の四において同じ。）は、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第五十四条第一項の処分をする場合には、手続実施者が当該特定認証紛争解決手続において和解の仲介を実施していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

(再生手続における監督委員に関する特例)

第五十条 更生手続開始の申立てがあつた場合において、当該申立て前に当該申立てに係る紛争について特定認証紛争解決手続が実施されていたときは、裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第五十八条及び第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。）は、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第三十五条第一項の処分をする場合には、手続実施者が当該特定認証紛争解決手続において和解の仲介を実施していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務)

第五十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が関与する事業再生について、それぞれ当該各号に定める期間（当該期間内に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたときは、当該申立ての時までの期間。次条第一項において「事業再生準備期間」という。）における事業再生を行おうとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借入れに係る債務の保証を行う。

一 特定認証紛争解決事業者（特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（第二百三十四条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。）事業再生を行おうとする中小企業者に係る事業再生の計画の作成についての指導又は助言（特定認証紛争解決手続において行うものを除く。第五十六条第三項及び第五十九条第三項において同じ。）を開始した時から当該計画に係る債権者全員の当該計画についての合意が成立し、又は合意が成立しないことが明らかになるまでの間

(中小企業信用保険法の特例)

第五十二条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、事業再生を行おうとする中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金の借入れ（事業再生準備期間における資金の借入れに限る。）に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項 保険価額の算定基準（第十九条第一項第一号）は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十二条第一項に規定する事務手続料と骨子料の算定基準（以下、「事務手続料」といいます）

(償還すべき社債の金額の減額に関する特定認証紛争解決事業者の確認
第五十四条 特定認証紛争解決事業者による事業再建による事業者

第三条の二第一項
及び第三条の三第一項
保険価額の
合計額が
事業再生円滑化関連証に係る保険関係の保険価額の合計額と
その他の保険関係の保険価額の合計額とそれぞれ

2 特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該確認を求め

第三条の二第三項
及び第三条の三第
二頁
当該借入金
の額のうち
事業再生円滑化連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ當
該借入金の額のうち
事務手数料を支拂ふこと、白抜き

(社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例)
第五十五条 裁判所は、前条第一項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行つた償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七百三十二条に規定す

中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

（資金の借り入れに関する特定期正分争解決事業者等の確認）意見の陳述を求める」とができる。

ものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第五十六条 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間における当該事業者の資金の借入れが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

務の保証であつて、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関による指導若しくは助言を受けて作成した第五十一条第二号の事業再生の計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）その他経済産業省令で定めるところにより作成された事業再生の計画に従つて行われる事業再生に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

二 当該事業者の事業の継続に働くことができないものとして經濟産業省にて定める基準に適合するものであること。

二 当該資金の借入れに係る債権の弁済を、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者が当該事業者に対して当該資金の借入れの時点において有している他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該債権者全員の同意を得てること。

特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

| 第三条の二第一項 | 第三条第一項 |
|------------------------------|--|
| 保険価額 | がの合計額 |
| 事業再生計画実施関連保証による保険関係の保険価額の合計額 | 第一項に規定する事業再生計画実施関連保証（以下「事業再生計画実施関連保証」という。）による保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ |

3 前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行おうとする中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者」とあり、及び前項中「特定認証紛争解決事業者」とあるのは、「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関」とし、第一項中「当該特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの期間」と

| | | | |
|----------------------------|--------------------|--|---|
| 二項 | 及び第三条の三第 一項 | 及び第三条の三第 二項 | の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ が事業再生計画実施関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ 当該借入金の額のうち |
| 第三条の二第三項 及び第三条の三第 二項 | 当該借入 金の額 のうち | 事業再生計画実施関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ 当該借入金の額のうち | |

あるが、「第五十一条第一項第一号に定める期間」と、同項第二号中「当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である」とあるのは「当該事業再生に係る」と読み替えるものとする。
(資金の借入れに関する再生手続の特例)

| | | |
|---|------|-------------------------------|
| 普通保険の保険関係であつて、事業再生計画実施関連保証に係るものについての中小企業信用 者 | 当該債務 | 事業再生計画実施関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者 |
| | 務者 | |

再生債権と他の再生債権（同項第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた再生債権に限る。）との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案（民事再生法第百六十三条第一項の再生計画案をいう。第六十一条において同じ。）が提出され、又は可決されたときは、当該資金の

普通保険の保険関係であつて、事業再生計画実施関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同項中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険）にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

第五十八条 裁判所は、第五十六条第一項の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について更生手続開始の決定があった場合において、同項の規定による確認を受けた資金の借入れに係る更生債権等（会社更生法第二条第十二項の更生債権等）をいう。第六十四条及び第六十五条

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業開拓事業者の再生支援業務)

第六十五条の六

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業の継続が困難となつてゐる新事業開拓事業者（中小企業者を除く。）の求めに応じ、当該新事業開拓事業者の行う合併、分割、事業の譲渡又は譲受け、資金の調達その他の事業の再生のための措置に関し必要な助言を行う。

第四節

第六十六条 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下この条において「上場会社」という。）は、株主総会（種類株主総会等の場所の定めのない株主総会等の活用を含む。以下この項及び次項において同じ。）を場所の定めのない株主総会（種類株主総会における旨を定款で定めることができる旨を定款で定めることができる。）とすることが株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

2 前項の規定による定款の定めがある上場会社の取締役（会社法第二百九十七条第四項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定により株主が株主総会を招集する場合における規定を同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）は、株主総会を招集する場合（その招集の決定の時において前項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当しない場合を除く。）における同法第二百九十八条第一項及び第四項、第二百九十九条第四項、第三百一十七条並びに第三百一十八条第一項（これら二第三項及び第三百四十五条第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。）

第二百九十八条

第一条各号

第二百九十九条

第一条各号

及び第三百四十五条第三項 第一号に掲げる事項

第五条第三項

3 第一項の規定による定款の定めがある上場会社についての会社法第二十九条、第三百四十八条第三項、第三百四十九条の十三第五項、第四百六十四条、第四百八十二条第三項及び第四百九十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十九条

違反しないもの並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第十九号）第六十六条第一項に規定する事項

第二十九条

違反しないもの並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第十九号）第六十六条第一項に規定する事項

第二十九条

第三百四十八条第三項（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

第三百四十九条の三項（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

第三百五十九条の三項（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

第三百八十二条第三項（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

第三百八十三条（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

第三百八十四条（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

第三百八十五条（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

第三百八十六条（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

第三百八十七条（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

第三百八十八条（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

第三百八十九条（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

第三百九十条（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

第三百九一条（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

第三百九十二条（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

第三百九十三条（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

第三百九十四条（含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十一項第三号及び第三百二十二条第三項第三号）に掲げる事項

第二十九条

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定する。）

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲（その範囲を中小企業者に対して行うものに限定して認定を受けようとする場合にあっては、その旨）及びその実施の方法

主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法が促進指針において定められた前条第二項第三号に規定する基準に適合していると認めるときは、その認定をするものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十五条第一項の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、氏名又は名称、住所、業務の範囲その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の更新)

第六十九条 前条第一項の認定は、三年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けるければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項、第三項及び第四項（第二号を除く。）の規定は、前項の認定の更新について準用する。

3 主務大臣は、第一項の規定により前条第一項の認定がその効力を失つたときは、その旨を公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の承継)

第七十条 第六十八条第一項の認定を受けた者（以下「認定技術等情報漏えい防止措置認証機関」という。）が当該認定に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う事業の全部を譲渡し、又は認定技術等情報漏えい防止措置認証機関について相続、合併若しくは分割（当該認定に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務を行つた事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、

その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が同条第四項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の変更の認定等）

2 前項の規定により認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継した者は、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の変更の認定等）

第七十一条 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、第六十八条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第六十八条第二項、第三項及び第四項（第二号を除く。）の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、変更に係るものに限る。）と読み替えるものとする。

3 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、第六十八条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、第一項の変更の認定をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関における秘密保持義務）

第七十二条 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がある場合を除き、技術等情報漏えい防止措置認証業務に関する知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第七十三条 主務大臣は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の技術等情報漏えい防止措置認証業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(技術等情報漏えい防止措置認証業務の廃止の届出)

第七十四条 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、技術等情報漏えい防止措置認証業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証業務の取消し)

第七十五条 主務大臣は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 その技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法が促進指針において定められた第六十七条第二項第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

二 第六十八条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

3 第七十一条第一項の規定に違反して、第六十八条第二項第二号に掲げる事項を変更したとき。

四 第七十三条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第六十八条第一項の認定、第六十九条第一項の認定の更新又は第七十一条第一項の変更の認定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第七十六条 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して第六十八条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財團法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財團法人にあつてはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。）であつて、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第二項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二条第二十六項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

（独立行政法人情報処理推進機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務）

第七十七条 独立行政法人情報処理推進機構は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う技術等情報漏えい防止措置認証業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティに関する情報の提供その他の技術等情報漏えい防止措置認証業務に係る情報処理の高度化を推進するものに限る。）を行う。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務）

第七十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置認証業務の促進のため、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う第二条第二十六項第二号に掲げる業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行つう。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関以外の者の表示の制限)

第七十九条 技術等情報漏えい防止措置認証業務について、第六十八条第一項の認定を受けていないのに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関であると明らかに認証されるおそれのある表示をしてはならない。

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則

(機構の目的)

第八十条 株式会社産業革新投資機構は、最近における産業構造及び国際的な競争条件の変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となつていてこと及びその業務が民間投資の拡大に寄与することに鑑み、特定投資事業者及び特定事業活動に対し投資をはじめとする資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進することを目的とする株式会社とする。

(数)

第八十一条 株式会社産業革新投資機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式の政府保有)

第八十二条 政府は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。)の総数の三分の一以上に当たる数の株式を保有するものとする。

(株式、社債及び借入金の認可等)

第八十三条 機構は、会社法第一百九十九条第一項に規定する募集株式(第六十条第一号において「募集株式」という。)、募集新株予約権若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(第二百二十二条及び同号において「募集社債」という。)を引き受けける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(政府の出資)

第八十四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(商号)

第八十五条 機構は、その商号中に株式会社産業革新投資機構という文字を用いなければならぬ。

2 機構でない者は、その名称中に産業革新投資機構という文字を用いてはならない。

第二節 設立

(定款の記載又は記録事項)

第八十六条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなし、又は記録しなければならない。

1 機構の設立に際して発行する株式(次号、第三号及び次条において「設立時発行株式」といいう。)の数(機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数)

2 設立時発行株式の払込金額(設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

3 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数(機構を種類株式発行会社として設立しようとすると場合にあつては、その種類及び種類ごとの数)

4 会社法第一百七条第一項第一号に掲げる事項

5 取締役会及び監査役を置く旨

六 第百一条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 監査等委員会又は会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨

二 会社法第一百三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め

(設立の認可等)

第八十七条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第八十八条 経済産業大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合には、その申請が次の各号のいずれにも適合するかどうかを審査するものとする。

一 設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、我が国における特定事業活動の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、設立の認可をするものとする。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第八十九条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会社法の規定の読み替え)

第九十条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第一項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは、「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第八十八条第二項の認可の後株式会社産業革新投資機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは、「産業競争力強化法第八十九条第一項の認可の」とある。

同法第五十九条第一項第一号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは、「産業競争力強化法第八十九条第一項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条规定により「第三十四条第一項」とあるのは、「第三十四条第一項(産業競争力強化法第九十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(会社法の規定の適用除外)

第九十一条 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三節 管理

(取締役及び監査役の選任等の認可)

第九十二条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役等の秘密保持義務)

第九十三条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行ふべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(産業革新投資委員会の設置)

第九十四条 機構に、産業革新投資委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

(委員会の権限)

第九十五条 委員会は、次に掲げる決定及び評価を行う。

- 七 対象事業者のために対する有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。）の募集又は私募
- 八 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣
- 九 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- 十 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示
- 十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。
- 十二 認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価
- 十三 保有する有価証券の譲渡その他の処分
- 十四 債権の管理及び譲渡その他の処分
- 十五 前各号に掲げる業務に関する調査及び調査
- 十六 特定事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供
- 十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 一 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施に関する基本方針の策定
- 二 特定政府出資会社が発行する株式の譲受け及び保有
- 三 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施を確保するための専門家の派遣、助言その他の支援
- 四 主務大臣に対する、その行う特定政府出資会社の業務の実績の評価に関する必要な情報の提供
- 五 機構は、前二項に規定するもののほか、機構の目的に資する業務を當もうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、当該業務を行うことができる。
- 六 機構が従うべき投資基準
- 第七百二条 経済産業大臣は、特定資金供給の対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定するに当たって機構が従うべき基準（以下この章において「投資基準」という。）を定めるものとする。
- 一 特定資金供給を特に重点的に実施すべき事業分野の選定に関する事項
- 二 特定資金供給の内容に関する事項
- 三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項
- 四 人材の育成及び活用その他の支援を行う場合にあっては、その内容
- 五 経済産業大臣は、第一項の規定により投資基準を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣（特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行なう事業活動に対する資金供給その他の支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣をいう。第百四条第三項において同じ。）の意見を聴くものとする。
- 六 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による投資基準の変更について準用する。
- 第一百三条** 機構は、特定資金供給を行おうとするときは、投資基準に従つて、その対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定しなければならない。
- 二 機構は、特定資金供給を行おうかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- 第一百四条** （特定資金供給の決定）

- 三 機構は、前項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 特定資金供給の内容
- 二 特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行なう事業活動に対する資金供給その他の支援の内容及び実施体制に関する事項
- 三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項
- 四 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援を行なう場合には、その内容
- 第一百四十五条** 経済産業大臣は、前条第三項の認可の申請があつた場合には、その申請が次の各号のいずれにも適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 投資基準に適合するものであること。
- 二 特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行なう事業活動に対する資金供給その他の支援が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前条第二項の認可をするものとする。
- 四 経済産業大臣は、前条第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣の意見を聴くものとする。
- 第一百四十六条** （特定資金供給に関する認可の変更）
- 一 機構は、第百三十三条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。
- 二 前条の規定は、前項の認可について準用する。
- 第一百四十七条** （認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価）
- 一 機構は、認可特定投資事業者（機構が第百三十三条第二項の認可を受けて、特定資金供給を行なう特定投資事業者をいう。以下同じ。）の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。
- 二 機構は、前項の評価を行つたときは、遅滞なく、認可特定投資事業者に対し評価の結果を通知するとともに、当該評価の結果に応じて、認可特定投資事業者に対し、特定資金供給に係る資金の回収その他の必要な措置をとらなければならない。
- 三 機構は、第一項の評価を行い、又は前項の措置をとつたときは、経済産業大臣に当該評価の結果又は当該措置の内容を報告しなければならない。
- 四 経済産業大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、投資基準を変更するものとする。
- 第一百四十八条** （直接資金供給の決定）
- 一 経済産業大臣は、直接資金供給の対象となる事業者及び当該直接資金供給の内容を決定するに当たって機構が従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。
- 二 絏済産業大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣（直接資金供給の対象となる活動に係る事業を所管する大臣をいう。次条第四項及び第五項において同じ。）の意見を聴くものとする。
- 三 経済産業大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。
- 四 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、投資基準を変更するものとする。
- 五 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による支援基準の変更について準用する。
- 第一百四十九条** 機構は、直接資金供給を行おうとするときは、支援基準に従つて、その対象となる事業者及び当該直接資金供給の内容を決定しなければならない。

| | | | | |
|----------------|----------|----|-------------------------------|----------|
| 第四百七十九条第 二項 | 前項の株式会社 | 機構 | 業競争力強化法第百十三条において 準用する前条第七項 | 譲受け効力発生日 |
| 第四百七十九条第 三項 | 第一項の株式会社 | 機構 | 業競争力強化法第百十三条において 準用する前条第七項 | 譲受け効力発生日 |
| 第四百七十九条第 四項 | 第一項の株式会社 | 機構 | 業競争力強化法第百十三条において 準用する第一項 | 機構株式買取請求 |
| 第四百七十九条第 五項 | 第一項の株式会社 | 機構 | 業競争力強化法第百十三条において 準用する第一項 | 機構 |
| 第四百七十九条第 六項 | 当該株式会社 | 機構 | 機構株式買取請求 | 機構 |
| 第四百七十九条第 七項 | 株式買取請求 | 機構 | 機構株式買取請求 | 機構 |
| 第四百七十九条第 八項 | 効力発生日 | 機構 | 機構株式買取請求 | 機構 |
| 第四百七十九条第 九項 | 譲受け効力発生日 | 機構 | 機構株式買取請求 | 機構 |
| 第四百七十九条第 十項 | | 機構 | 機構株式買取請求 | 機構 |

(政府保証)

第一百十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第八十三条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

(取締役の報酬等及び職員の給与)

第一百二十条 機構は、その取締役の報酬及び退職手当並びに職員の給与の支給の基準を定め、これを経済産業大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 機構は、専ら出資を行う業務に従事する職員（この項において「出資専従者」という。）の給与との他の処遇については、第一百六条第一項の規定による認可を受けた予算の範囲内において、優秀な人材の確保並びに若年の出資専従者の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとする。

第七節 監督

(監督)

第一百二十二条 機構は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構及び認可特定投資事業者の業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(財務大臣との協議)

第一百二十三条 経済産業大臣は、第八十三条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第八十八条第二項、第一百条、第一百一条第三項、第一百三条第二項、第一百五条第一項、第一百十四条第一項、第一百十六条第一項、第一百十七条若しくは第一百二十五条の認可をしようとするとき、第一百二条第一項の規定により投資基準を定めるとき、又は同条第五項若しくは第一百六条第四項の規定により投資基準を変更するときは、財務大臣に協議するものとする。

(業務の実績に関する評価)

第一百二十三条 経済産業大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行うものとする。

2 経済産業大臣は、前項の評価を行つたときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表するものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の評価を行うに當たつては、機構の業務が、産業構造及び国際的な競争条件の変化に対応するための高度に専門的かつ実践的な知見を活用することが求められるものであることを考慮するものとする。

(機構の解散)

第一百二十四条 機構は、第一百一条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第一百二十五条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援

(創業支援等事業の実施に關する指針)

第一百二十六条 経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援等事業により創業を適切に支援し、及び創業に関する普及啓発を積極的に行い、中小企業の活力の再生に資するため、創業支援等事業の実施に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。）を定めるものとする。

1 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 創業支援等事業による創業の促進に關する目標の設定に關する事項

| | | |
|------------|--|--|
| 第六節 財務及び会計 | （予算の認可） | （財務諸表） |
| 第一百六条 | 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を経済産業大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 | 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を経済産業大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 |
| 第一百七条 | 機構の剩余金の配当その他の剩余金の処分の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 | 機構の剩余金の配当その他の剩余金の処分の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 |
| 第一百八条 | 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。 | 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。 |

- 二 創業支援等事業の実施方法に関する事項
- 三 創業支援等事業の実施に関する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が果たすべき役割に関する事項
- 四 その他創業支援等事業に関する重要な事項
- 3 経済産業大臣及び総務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。
- 4 経済産業大臣及び総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。ただし、経済産業省令・総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 5 経済産業大臣及び総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- （創業支援等事業計画の認定）
- 第一百二十七条** 市町村は、その実施しようとする創業支援等事業（これと連携して市町村以外の者が実施しようとする創業支援等事業を含む。以下同じ。）に関する計画（以下「創業支援等事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 上の市町村は共同して創業支援等事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
- 3 創業支援等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 創業支援等事業の目標
- 2 二以上の市町村がその創業支援等事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上市町村は共同して創業支援等事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
- 3 三 当該市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の者が実施する創業支援等事業がある場合にあっては、次に掲げる事項
- イ 当該創業支援等事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 当該創業支援等事業の内容（当該創業支援等事業の全部又は一部が特定創業支援等事業に該当する場合にあっては、その旨を含む。）及び実施方法に関する事項
- ハ 当該市町村が実施する創業支援等事業との連携に関する事項
- 二 創業支援等事業（第二条第三十二項第二号に係るものに限る。）の実施に当たり、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育機関との連携を図る場合にあっては、当該連携に関する事項
- 四 計画期間
- 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その創業支援等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 実施指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該創業支援等事業計画に係る創業支援等事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- 3 5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る創業支援等事業計画の内容を公表するものとする。
- （創業支援等事業計画の変更等）
- 第一百二十八条** 前条第一項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定に係る創業支援等事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 2 主務大臣は、認定市町村（当該認定に係る創業支援等事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定創業支援等事業計画」という。）において認定

- 市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の者が実施する事業（第二百三十条において「認定連携創業支援等事業」という。）を実施する者（第二百三十一条第一項及び第二百四十二条第一項において「認定連携創業支援等事業者」という。）を含む。）が認定創業支援等事業計画に従つて創業支援等事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 主務大臣は、認定創業支援等事業計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定市町村に對して、当該認定創業支援等事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。
- （中小企業信用保険法の特例）
- 第一百二十九条** 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証（中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るもの）を受けていた創業者である中小企業者（第二条第三十一条第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第三十一項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）」と、「保険金額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第二百二十九条第一項に規定する創業関連保証（以下「創業関連保証」という。）に係る保険関係の保険金額の合計額及びその他の保険関係の保険金額がそれぞれ三千五百万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者）」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ三千五百万円及び八千万円（創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者）」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ三千五百万円及び八千万円から」とする。
- 2 第二条第三十一項第二号に掲げる創業者であつて新たに会社（中小企業者に限る。以下この項目において同じ。）を設立したもの（以下この項において「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継されるときは、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して五年を経過するまでの間は、当該会社を、同条第三十一項第四号に掲げる創業者とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「三千五百万円及び八千万円」と、あるのは「三千五百万円（当該中小企業者を設立した会社設立創業者（同条第二項に規定する会社設立創業者をいい、当該会社設立創業者が新たに他の会社（中小企業者に限る。）を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該他の会社に承継されるときは、当該他の会社も含む。第三項において同じ。）について既に創業関連保証に係る保険関係が成立している場合にあつては、三千五百万円から当該保険関係における保険金額の合計額を控除した残額）及び八千万円」と、「及びその他の保証ごとに、当該債務者」とあるのは「については当該債務者たる中小企業者及び会社設立創業者について、その他の保証については当該債務者」とする。
- 3 第二条第三十一項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者であつて、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。
- 4 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るものの中、次の各号のいずれにも該する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、当該債務者たる中小企業者及び会社設立創業者について、その他の保証については当該債務者と「百分の九十」とする。
- イ 第二条第三十一項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営があつたときは、その変更後のもの。以下「認定創業支援等事業計画」という。）において認定

の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

六 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの委託に基づき、第百四十条第一号に掲げる業務の実施に必要な調査を行うこと。

第二節 中小企業再生支援体制の整備 (中小企業の事業の再生の支援に関する指針)

経済産業大臣は、中小企業承継事業その他の取組による中小企業の事業の再生を適切に支援し、その活力の再生に資するため、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講すべき支援措置に関する基本的な指針（以下この条及び次条第一項において「支援指針」という。）を定めるものとする。

2 支援指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業の活力の再生の支援に関する基本的事項

二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項

三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項

四 その他中小企業の活力の再生の支援に関する事項

五 経済産業大臣は、支援指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業の事業を所管する大臣に協議することともに、中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。

六 ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

七 経済産業大臣は、支援指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（認定支援機関）

第一百三十四条 経済産業大臣は、支援指針に基づき、経済産業省令で定めるところにより、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援機関（昭和三十八年法律第百四十七号）第七条第一項に規定する指定法人であつて、都道府県の区域の全部又は一部の地域において次項に規定する業務（以下「中小企業再生支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができる業務のことを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。

二 前項の認定を受けた者は（以下「認定支援機関」という。）は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る第四項第四号ハの地域において、次の業務を行ふものとする。

一 次に掲げるもののいずれかを行い、又は行おうとする中小企業者（イに掲げるものを行い、又は行おうとする場合にあつては、事業を営んでいない個人を含む。）の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。

イ 現に有する経営資源及び合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の中小企業者（中小企業者であった者を含む。）から承継する事業に係る新たな経営資源を有効に組み合わせて一體的に活用することによる商品の生産若しくは販売又は役務の提供の効率化

ロ 中小企業承継事業再生その他の取組による事業の再生

ハ 過大な債務を負つている中小企業者又は既に債務の整理を行った中小企業者の債務の保証をしている者が有する当該保証債務の整理（破産手続又は再生手続によりその債務の整理を図ることを除く。）

二 会社である中小企業者の代表者の交代に伴い、その事業の実施に不可欠な資産を取得し、当該資産を活用し商品の生産若しくは販売又は役務の提供の効率化を行うこと。

三 第一号イからハまで又は第二号に掲げるものに関する研修を行うこと。

四 中小企業者及びその経営の改善を支援する事業を行ふ者並びにこれらの者の従業員に対し、第一号イからハまで又は第二号に掲げるものに関する研修を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

三 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び前項各号に掲げる業務のほか、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の認証を受け、かつ、第四十七条第一項の認定を受けて、事業再生に係る紛争について民間紛争解決手続（同法第二条第一号に規定する手続をいう。）を実施することができる。

四 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 事務所の所在地

三 次条第一項に規定する中小企業再生支援協議会の委員として任命しようとする委員の候補者

四 中小企業再生支援業務に関する次に掲げる事項

五 記載した認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

六 認定支援機関は、認定支援機関の長及びその任命する委員をもつて組織する。

二 中小企業再生支援協議会の委員は、中小企業再生支援業務に係る実務経験又は学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。

三 中小企業再生支援協議会の委員は、中小企業再生支援協議会の委員を任命したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。中小企業再生支援協議会の委員に変更があつたときも、同様とする。

四 認定支援機関の長は、中小企業再生支援協議会の委員を任命したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。中小企業再生支援協議会の委員に変更があつたときは、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。

五 中小企業再生支援協議会は、認定支援機関が行う中小企業再生支援業務の具体的な内容、実施体制の確保その他の中小企業再生支援業務の遂行に関する重要な事項を審議し、決定するほか、認定支援機関に対する専門的な助言を行う。

六 前各項に規定するものほか、中小企業再生支援協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（秘密保持義務）

二 認定支援機関の役員若しくは職員若しくは中小企業再生支援協議会の委員又はこれらの職にあつた者は、中小企業再生支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

三 前項の規定は、次に掲げる情報に関しては、適用しない。

二 認定支援機関が第百三十四条第二項第一号に掲げる業務（同号ロ及びハに掲げるものに係るものに限る。）並びに同項第一号及び第三号に掲げる業務を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、認定支援機

四 関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報

五 認定支援機関が第百三十四条第二項第一号に掲げる業務（同号ロ及びハに掲げるものに係るものに限る。）並びに同項第一号及び第三号に掲げる業務を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、認定支援機

六 認定支援機関から情報の提供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若

しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、当該他の認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員に提供する当該業務に関する情報（改善命令）

第一百三十七条

経済産業大臣は、認定支援機関の中小企業再生支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）

第一百三十八条

経済産業大臣は、認定支援機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

（中小企業信用保険法の特例）

第一百三十九条

認定支援機関であつて、特定中小企業再生支援事業（中小企業再生支援業務に係る事業であつて、中小企業再生支援協議会の決定を経たものをいう。）の実施に必要な資金に係る

中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定支援機関を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）」第一百三十九条に規定する特定中小企業再生支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務）

第一百四十条

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、次に掲げる業務を行う。

一 投資事業有限責任組合（事業再編又は中小企業承継事業再生を実施する事業者に対する資金供給を行うものとして政令で定めるものに限る。次条第二項において「特定投資事業有限責任組合」という。）であつて中小企業に対する投資事業を実施するものに対する当該投資事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 第百三十四条第二項第一号から第五号までに掲げる業務を行うこと。

三 認定支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他中小企業再生支援業務の実施に関し必要な協力をすること。

四 中小企業再生支援業務の実施状況を評価し、及びその結果を経済産業大臣に報告すること。

第六章 雑則

（資金の確保）

国は、認定事業再編事業者等若しくは認定特別事業再編事業者等が認定事業再編計

画若しくは認定特別事業再編計画に従つて事業再編若しくは特別事業再編のための措置を行い、又は認定新技術等実証実施者、認定新事業活動実施者、認定外部経営資源活用促進投資事業者、認定特定研究成果活用支援事業者、認定革新的技術研究研究成果活用事業活動実施者、認定特定新需要開拓事業活動実施者、認定事業適応事業者、認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者に対し、認定新技術等実証計画、認定新事業活動計画、認定外部経営資源活用促進投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定革新的技術研究研究成果活用事業活動計画、認定特定新需要開拓事業活動計画、認定事業適応計画、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定市町村に対し、認定創業支援等事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

3 経済産業大臣は、認定支援機関に対し、中小企業再生支援業務の実施状況について報告を求めることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定認証紛争解決事業者に対し、特定認証紛争解決手続の業務、第五十四条第一項に規定する償還すべき社債の金額の減額に係る確定の業務、第五十六条第一項に規定する資金の借入れに係る確認の業務、第五十九条第一項に規定する債権に係る確認の業務又は第六十五条の三に規定する債権の減額に係る確認の業務の実施状況について報告を求めることができる。

（指定金融機関等に対する報告の微収等）

第一百四十五条

主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第二十一条の六

第一項、第二十二条の二十六第一項又は第二十七条第一項の規定による指定を受けた者（以下この項において「指定金融機関等」という。）から革新的技術研究研究成果活用事業活動支援業務、事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務に係る報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関等の營業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 国は、特定投資事業有限責任組合が事業再編を実施する事業者の自己資本の充実を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

（雇用の安定等）

認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者（以下この条及び第百四十六条に

おいて「認定再編事業者」という。）は、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画に従つて

事業再編又は特別事業再編を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、認定再編事業者の雇用する労働者について、就職のあっせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び都道府県は、認定再編事業者の雇用する労働者及び認定再編事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国及び都道府県は、認定再編事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（中小企業者への配慮）

国及び都道府県は、認定再編事業者に雇用されている労働者について、就職のあっせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び都道府県は、認定再編事業者に雇用されている労働者について、就職のあっせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び都道府県は、認定再編事業者に雇用されている労働者及び認定再編事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国及び都道府県は、認定再編事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

二 第二十二条の三十二第一項又は第四十三条第一項の規定による届出をしないで事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたときは、

三 第百四十四条第一項、第三項又は第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと
き。

四 第百四十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同
項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五百五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し
て同条の刑を科する。

五百五十八条 第三十条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十七条第三項又は第四
項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたと
きは、その違反行為をした株式会社の取締役、執行役、清算人、清算人代理、民事保全法（平成
元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役若しく
は清算人の職務を代行する者、会社法第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、代表取
締役、執行役若しくは代表執行役の職務を行なうべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人
若しくは代表清算人の職務を行なうべき者又は支配人は、百万円以下の過料に処する。

五百五十九条 第二十一条の二十五第二項、第二十二条の二十九第二項、第三十六条第二項又は第

二 第十一条の三第四項の規定による届出をしないで同項に規定する新事業活動を廃止し、又は虚偽の届出をした者

三 第七十九条の規定に違反して、技術等情報漏えい防止措置認証業務に関する認定技術等情報漏えい防止措置認証機関であると明らかに誤認されるおそれのある表示をした者

四 第八十五条第一項の規定に違反して、その名称中に産業革新投資機構という文字を用いた者

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条及び第三十九条の規定 公布の日

二 第十六条(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。)、第二十条から第二十二条まで、第七十五条、第一百三十四条(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。)、第一百三十七条第一項(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。)、第一百五十条第三号(同項(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第一百五十二条(同号に係る部分(同項(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)に限る。)並びに附則第二十六条及び第三十六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
(見直し)

第二条 政府は、この法律の施行後平成三十一年三月三十一日までの間に、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、第五章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち新事業活動に関するものについては、産業競争力を強化することの必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。
(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の廃止)

第四条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号）

(事業再構築計画に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にされた前条の規定による廃止前の商業活力の再生及び商業活動の革新に関する特別措置法（以下「旧産活法」という。）第五条第一項の認定の申請であつて、この法

律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第六条第一項の認定事業再構築事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお前項の別二二〇第三項に該する者）は、一月二十日前までに、同じく同二三〇条の規定による

従前の例により認定を受けた者を含む)に関する計画の変更の認定(変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する

特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、

する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例、中ト企業^{支賃資本}改未代^{ミタガ}ミタ去^フ寺利^{ヒサギ}二報告^{ツカヒ}の數又^{ヒテ}こつ^ハは、よる毛^モ引^ク列^スヒト

中ノ立業投資萬枚工會名治の牛仔立てに幸吉の得此に一しては
大お行首の例によ
る。

(経営資源再活用計画に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にされた旧産活法第七条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例によること。

2 旧産活法第八条第一項の認定経営資源再活用事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

（経営資源融合計画に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にされた旧産活法第九条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十条第一項の認定経営資源融合事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

（資源生産性革新計画に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にされた旧産活法第十二条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例によること。

2 旧産活法第十二条第一項の認定資源生産性革新事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

（資源生産性革新計画に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にされた旧産活法第十四条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例によること。

2 旧産活法第十五条第一項の認定事業革新商品生産設備導入事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

（資源制約対応製品生産設備導入計画に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前にされた旧産活法第十六条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例によること。

2 旧産活法第十七条第一項の認定資源制約対応製品生産設備導入事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の併合に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

更の指示及び認定の取消し、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築円滑化等業務に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行の際現に行われている旧産活法第二十四条の二第一項の損失の補填に関する公庫の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第十三条 この法律の施行の際現に行われている旧産活法第二十四条の三第一項に規定する公庫の事業再構築等促進円滑化業務については、同条並びに旧産活法第二十四条の四及び第二十四条の八の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産活法第二十四条の三第二項の表第五十八条第一項の項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十号。以下「特別措置法」という。）」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十九号）附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十号。以下「旧特別措置法」という。）」と、同表第五十八条第二項及び第五十九条第一項の項、第七十二条の項、第七十三条第一号の項、第七十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七条第一項の項中「特別措置法」とあるのは「旧特別措置法」とする。

（旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う事業再構築等促進業務に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行の際現に行われている旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う同項に規定する事業再構築等促進業務については、同条から旧産活法第二十四条の十三まで及び旧産活法第七十三条の二の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。（株式会社産業革新機構に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行の際現に存する株式会社産業革新機構は、この法律及び会社法の規定に基づく株式会社産業革新機構として同一性をもつて存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に従前の産業革新委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第九十二条の規定により、この法律の規定に基づく産業革新委員会の委員長又は委員として選定されたもののみなす。

3 株式会社産業革新機構は、この法律の施行の日までに、第八十二条の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

4 この法律の施行前に旧産活法又はこれに基づく命令の規定により経済産業大臣が株式会社産業革新機構に関して行った認可その他の処分又は株式会社産業革新機構が行った申請その他の手続でこの法律又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした認可その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

（取締役等の秘密保持義務に関する経過措置）

第十六条 株式会社産業革新機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行ふべき社員）、監査役又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第十七条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十二条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例によること。

2 旧産活法第三十二条第一項の認定中小企業資源活用事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）第九条の規定による廃止前的小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第一百十五号）の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、認定中小企業経営資源活用計画に従つて中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなす場合における特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

（創業関連保証に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十三条第一項に規定する創業関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

（特定信用状関連保証に関する経過措置）

第十九条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十四条第一項に規定する特定信用状関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

（中小企業承継事業再生計画に関する経過措置）

第二十条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十九条の二第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第三十九条の三第一項の認定中小企業承継事業再生事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、特定許認可等に基づく地位の承継等、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

（認定支援機関に関する経過措置）

第二十一条 この法律の施行の際現に旧産活法第四十一条第一項の認定を受けている者は、この法律の施行の日に第百二十七条第一項の認定を受けたものとみなします。

2 前項の規定により第百二十七条第一項の認定を受けたものとみなされた者のこの法律の施行に伴い必要となる同条第四項第四号に掲げる事項の変更についての同条第五項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内に」とする。（役員等の秘密保持義務に関する経過措置）

第二十二条 旧産活法第四十一条第二項に規定する認定支援機関の役員若しくは職員であった者又は旧産活法第四十二条第一項の中小企業再生支援協議会の委員であった者に係る旧産活法第四十一条第一項に規定する中小企業再生支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務について、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（認証紛争解決事業者の認定に関する経過措置）

第二十三条 この法律の施行の際現に旧産活法第四十八条第一項の認定を受けている者は、第五十条第一項の認定を受けているものとみなす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務に関する経過措置）

第二十四条 この法律の施行の際現に行われている旧産活法第五十条の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（事業再生円滑化関連保証に関する経過措置）

第二十五条 この法律の施行前にされた旧産活法第五十一条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

（特許料等の特例に係る経過措置）

第二十六条 第七十五条第一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料について適用し、同号に掲げる規定の施行後に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料については、なお従前の例による。

2 第七十五条第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後に国際出願に係る手数料について適用し、同号に掲げる規定の施行前にした国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条（中小企業支援法第九条の改正規定に限る。）、第九条、次条並びに附則第三条、第八条、第九条、第十二条、第十三条及び第十七条から第二十五条までの規定 平成二十七年三月三十一日

附 則 （平成二六年四月一八日法律第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二六年五月一四日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年五月一七日法律第二九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条（中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年七月一五日法律第五七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年六月一四日法律第五六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成三〇年五月二三日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成三〇年五月二三日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十七条の規定 公布の日

第二項の改正規定（同項第二号中「同号ロ」の下に「及びハ」を加える部分を除く。）及び同法第百四十四条第二号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
 (罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

第二条 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりその他の行為とみなすことができる。以下この条及び次条において「旧法令」という。の規定により相当の国の機関に対しされた申請、届出その他の行為とみなす。この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対しされた申請、届出その他の行為とみなす。

(命令の効力に関する経過措置)

第五十七条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十一条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和三年六月一六日法律第七〇号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中「事業活動における知的財産権」を「場所の定めのない株主総会等」に改める部分に限る。及び同法第三章第四節の改正規定並びに附則第三条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定、第八条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条から第十八条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定 令和三年六月五日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
 (産業競争力強化法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式会社を発行している株式会社（以下この条において「上場会社」という。）である株式会社又は同号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）から二年を経過する日までの間ににおいて上場会社となつた株式会社が、第一号施行日から二年を経過する日（当該日までに上場会社でなくなつた株式会社については、上場会社でなくつた日）までの間に第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の産業競争力強化法（次項において「新産競法」という。）第六十六条第一項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、当該株式会社は、当該期間においては、その定款の定め（株主総会又は種類株主総会の場所の定めがかかる定款の当該定めに限る。）にかかわらず、その定款に同項の規定による定めがあるものとみなすことができる。

第二项 前項の規定によりその定款に新産競法第六十六条第一項の規定による定めがあるものとみなされた株式会社の取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百九十七条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主）が当該定めに基づいて招集する場所の定めのない株主総会においては、新産競法第六十六条第一項の規定による定めを設ける定款の変更の決議をすることはできない。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前にされた第一条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の産業競争力強化法（以下「旧産競法」という。）第六条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、新たな規制の特例措置（旧産競法第二条第二項に規定する規制の特例措置をいう。以下この条において同じ。）を講ずる必要があるかどうかの判断がされていないものに付いての判断の手続（新たな規制の特例措置を講ずることとする場合における当該新たな規制の特例措置の内容の公表を含む。）及び当該求めをした者に対する通知については、なお従前の例による。

第五条 第二号施行日前にされた旧産競法第七条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、その回答がされていないものについての回答（その内容の公表を含む。）及び当該求めをした者に対する通知については、なお従前の例による。

第六条 第二号施行日前にされた旧産競法第九条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

第七条 第二号に掲げる規定の施行の際現に旧産競法第九条第一項の認定を受けている同項に規定する新事業活動計画（以下この条において「新事業活動計画」という。）及び前項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に旧産競法第九条第一項の認定を受けた新事業活動計画についての計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、政令等で規定された規制の特例措置並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧産競法第九条第一項の認定を受けている新事業活動計画及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けた新事業活動計画に従つて実施される旧産競法第二条第三項に規定する新事業活動についての計画についての計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、政令等で規定された規制の特例措置並びに報告の徴収については、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 この法律(附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) 公布の日

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

(施行期日) 公布の日

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(施行期日) 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第七十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月七日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法第百七条第一項並びに第百十条第二項及び第三項の改正規定並びに附則第六条の規定

(施行期日)

二 第一条中産業競争力強化法第十七条の四第一項の改正規定(「又は」を「若しくは」に改め、「類似するもの」の下に「又は外国法人のために発行される暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。)」を加える部分に限る。)及び第二条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の改正規定(同項第一号及び第二号に係る部分を除く。)公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行前にされた第一条の規定(附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の産業競争力強化法(以下「旧産競法」という。)第十六条第一項の規定による特定新事業開拓投資事業計画(同項に規定する特定新事業開拓投資事業計画をいう。以下この条において同じ。)の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされないものに係る認定の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧産競法第十六条第一項の認定を受けている特定新事業開拓投資事業計画(この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により認定を受けた特定新事業開拓投

資事業計画を含む。)に関する変更の認定、認定の取消し及び変更の指示並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にされた旧産競法第二十一条の十五第一項の規定による事業適応計画(同項に規定する事業適応計画をいい、旧産競法第二十一条の十三第二項第一号に規定する成長発展事業適応に係るもの及び同項第三号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応(旧産競法第二条第十四項に規定する需要開拓商品生産設備の導入に係るものに限る。)に係るものに限る。次項において同じ。)の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧産競法第二十二条の十五第一項の認定を受けている事業適応計画(この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により認定を受けた事業適応計画を含む。)に係るものに係るものに限る。次項において同じ。)の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定の処分については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第二項及び前条第二項の規定により指定された指定金融機関(旧産競法第二十二条の十九第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。)の行う事業適応促進業務(旧産競法第二十二条の十九第一項に規定する事業適応促進円滑化業務をいう。)及び報告の徵収については、なお従前の例による。

第六条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

第六条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。